

財分野の生産物分類（2021 年生産物分類策定研究会決定）の利用上の留意点

1 共通事項

(1) 財分野の生産物分類（2021 年生産物分類策定研究会決定）（以下「本分類」という。）は、生産物分類策定研究会において議論を重ね、取りまとめた成果を研究会として決定するものである。なお、今後、サービス分野を含めた生産物分類全体については、令和 5 年度（2023 年度）までに整備をする予定である。

(2) 本分類を参考にして、各種統計調査などに使用する際には、統計の作成目的や生産物の性質に応じて、各生産物の生産額を適切に定義する必要がある。例えば、収入総額を測定するだけでなく、収入の一部であるマージンや手数料を生産額として測定することも考えられるため、留意が必要である。

なお、本分類では、利用者の利便に資するため、専ら費用の積み上げにより生産額を測定する生産物には「C」、賃加工には「U」、くず、廃物には「K」をそれぞれ暫定分類コードの末尾に付している。また、特にコードを付していない生産物の中にも、その一部に費用の積み上げにより測定されるものが含まれていることもあるため、留意が必要である。

(3) 本分類では、分類基準の一つとして生産物の需要先に着目しており、特に生産物の需要先が事業者にはほぼ特定できる「事業者向け」の生産物（需要先識別コード：「1」）と、生産物の需要先が一般消費者にはほぼ特定できる「一般消費者向け」の生産物（需要先識別コード：「2」）を、本文の「3 分類基準」の(2)に規定する基本的な考え方（アからエ）に基づき「統合分類」又は「詳細分類」で区分している。

また、一部の生産物では、生産物の供給者が事業者における使用を想定して生産した「事業用」の生産物と、生産物の供給者が一般消費者（家庭）における使用を想定して生産した「家庭用」の生産物を区分している。その際、「家庭用」は、その需要先が家庭のみならず個人事業主や小規模事業者なども想定されることから、需要先識別コードを「9」（混在・不明）として、「一般消費者向け」の生産物と区別しているため、留意が必要である。

(4) 本分類は、生産物の用途の違いに着目して分類することを分類基準の一つとしていることから、日本標準産業分類の分類項目が原材料の種類や財の製造方法により設定されている場合は、必ずしもこれによらず、用途の違いにより分類項目を設定しているものがある。このようにして設定した生産物としては、履物、衣服、下着、帽子、家具や印刷などが挙げられる。

具体的には、以下のような分類項目を設定している。

(例) 履物に関して設定された統合分類

- ・ 大人用運動靴
- ・ 大人用サンダル
- ・ 紳士用靴
- ・ 婦人用靴
- ・ 子供用靴・サンダル
- ・ その他の履物

履物については、原材料（革、ゴム、プラスチック、繊維、木など）の如何を問わず、用途により上記の統合分類のいずれかに分類される。

2 個別事項

(1) 果実的野菜

本分類では、果物に用途が類似している野菜について、統合分類「果実的野菜」を設定し、その中に、「メロン」、「すいか」及び「いちご」の3つの詳細分類を設定している。

なお、国際連合統計部が作成する中央生産物分類（以下「CPC」という。）及び欧州共同体統計局が作成する欧州共同体活動別生産物分類（以下「CPA」という。）では、「メロン」と「すいか」を野菜の一部、あるいは野菜と同等のものとして設定しており、また、日本標準産業分類においても、これらの生産は「野菜作農業」として分類されている。

(2) 漁船内で生産される加工品

本分類では、冷凍された魚介類、干物、切り身など魚介類・海藻類を加工した製品は、加工場所の如何を問わず、製造業の主たる生産物であるとしている。一方、日本標準産業分類では漁船内において行う製造加工は漁業に分類することとしている。

(3) 建設工事及び建設物

本分類では、国際分類において建設関連生産物を「建設工事」と「建設物」に区分している実態を踏まえ、同じ建築物や土木施設について、以下のとおり、生産物として「建設工事」と「建設物」をそれぞれ設定している。

(建設工事)

主として建設業者が生産する生産物として、請負契約による建設工事に着目した分類であり、元請として直接請負う建築物及び土木施設の建設工事のほか、主に下請として工事目的物の一部を構成するために行う専門的工事も含むものとして設定した。

(建設物)

建設物（建築物、土木施設）そのものに着目した分類であり、デベロッパーが、土

地の取得、企画・設計、施工（外注又は自己建設を含む）、販売までを一貫して行った販売用の建設物のほか、建設業者や他産業の事業者が自ら利用するために自己建設した建設物を含むものとして設定した。

なお、日本標準産業分類では、デベロッパーが住宅などの建築物を外注により施工して販売する場合には、当該事業を不動産業に分類することとしている。

(4) 賃加工及び加工サービス

原材料が無償支給され製造行為を請け負った事業者が加工賃を受取る賃加工は、自社又は他社で製造する場合と製造品に違いはない場合、賃加工と製造品を区分していない。

一方、塗装、溶接、研磨、めっきなどについては、製造工程の一部の加工処理サービスを請け負うものであり、その製造加工行為を行う前後で製造品の名称に変化がないことから、「加工サービス」として分類を設定している。

3 分類項目名、説明及び内容例示

各分類項目に含まれる生産物の範囲の説明と主な内容例示は、参考2のとおり。

○印は当該分類項目に含まれるものであり、×印は他の分類項目に含まれるものを示す。

4 J S I Cとの対応関係

本分類とJ S I Cとの対応関係については、参考2の「J S I C小分類」欄において、ある生産物（詳細分類）を産出する主たる産業（J S I C小分類（3桁））の整理を行っている。

対応関係の整理に際しては、①ある産業にとっての主たる生産物は何か、②ある生産物を産出する主たる産業は何か、③前記①及び②のいずれの視点からも主たる産業が特定されない生産物はあるかの3つの観点から検討し整理した。

なお、主たる産業が特定されない生産物については、参考2の「J S I C小分類」欄は「-」と表示している。